

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年1月15日

【発行者名】 ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
(BlackRock Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジョアン・フィッツジェラルド
(Joanne Fitzgerald)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J . F . ケネディ通り 35A 番
(35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
弁護士 十枝 美紀子
弁護士 嶋田 祐輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ -
ワールド・インカム・ポートフォリオ
(BlackRock Global Investment Series -
World Income Portfolio)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
クラスA 受益証券（米ドル建て）
500億アメリカ合衆国ドル（約5兆3,230億円）を上限とする。
クラスA 受益証券（豪ドル建て）
500億オーストラリア・ドル（約3兆5,790億円）を上限とする。
クラスA 受益証券（ユーロ建て）
500億ユーロ（約5兆8,815億円）を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）、オーストラリア・ドル
（以下「豪ドル」という。）およびユーロの円貨換算は、便宜上、2019年
8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1
米ドル＝106.46円、1豪ドル＝71.58円、1ユーロ＝117.63円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

関係法人の異動および英文目論見書の変更がありましたので、2019年7月31日に提出した有価証券届出書（2019年10月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を訂正するため、また、原届出書の添付書類として提出した約款が変更されましたので、変更後の約款を提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（ ９ ） 払込期日

< 訂正前 >

（ 前略 ）

各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社により最終的に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー（注）のポートフォリオ口座に米ドル貨、豪ドル貨またはユーロ貨で払い込まれる。

（注）ステート・ストリートのヨーロッパにおける銀行業務に係る構造を効率化するための内部的な再編の一環として、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーは、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに吸収合併される。合併の法的効力の発生日は、ミュンヘンの地方裁判所が商業登録簿に合併を登録する日（以下、本段落において「合併日」という。）であり、2019年11月4日ごろとなる予定である。合併日以降は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHがそのルクセンブルグ支店を通じてファンドの保管受託業務および管理事務代行業務を行う。以下同じ。

< 訂正後 >

（ 前略 ）

各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社により最終的に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店（注）のポートフォリオ口座に米ドル貨、豪ドル貨またはユーロ貨で払い込まれる。

（注）ステート・ストリートのヨーロッパにおける銀行業務に係る構造を効率化するための内部的な再編の一環として、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーは、2019年11月4日付でステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに吸収合併された。同日以降は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHがそのルクセンブルグ支店を通じてファンドの保管受託業務および管理事務代行業務を行っている。以下同じ。

（ １ ２ ） その他

c．申込みの方法

< 訂正前 >

（ 前略 ）

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーのポートフォリオ口座に米ドル貨、豪ドル貨またはユーロ貨で払い込まれる。

< 訂正後 >

（ 前略 ）

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店のポートフォリオ口座に米ドル貨、豪ドル貨またはユーロ貨で払い込まれる。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

（前略）

2019年7月1日 約款変更

<訂正後>

（前略）

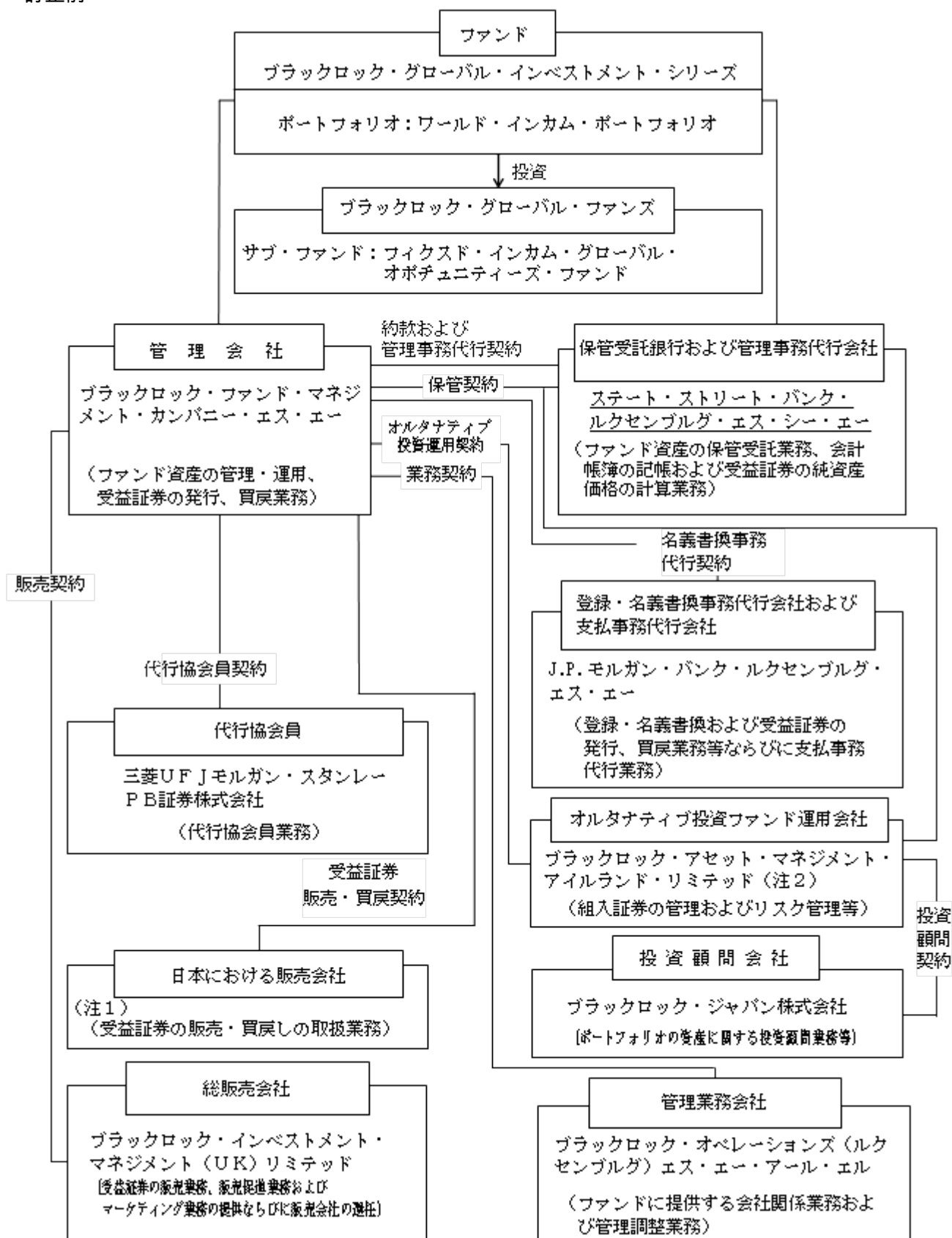
2019年7月1日 約款変更

2020年1月15日 約款変更

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

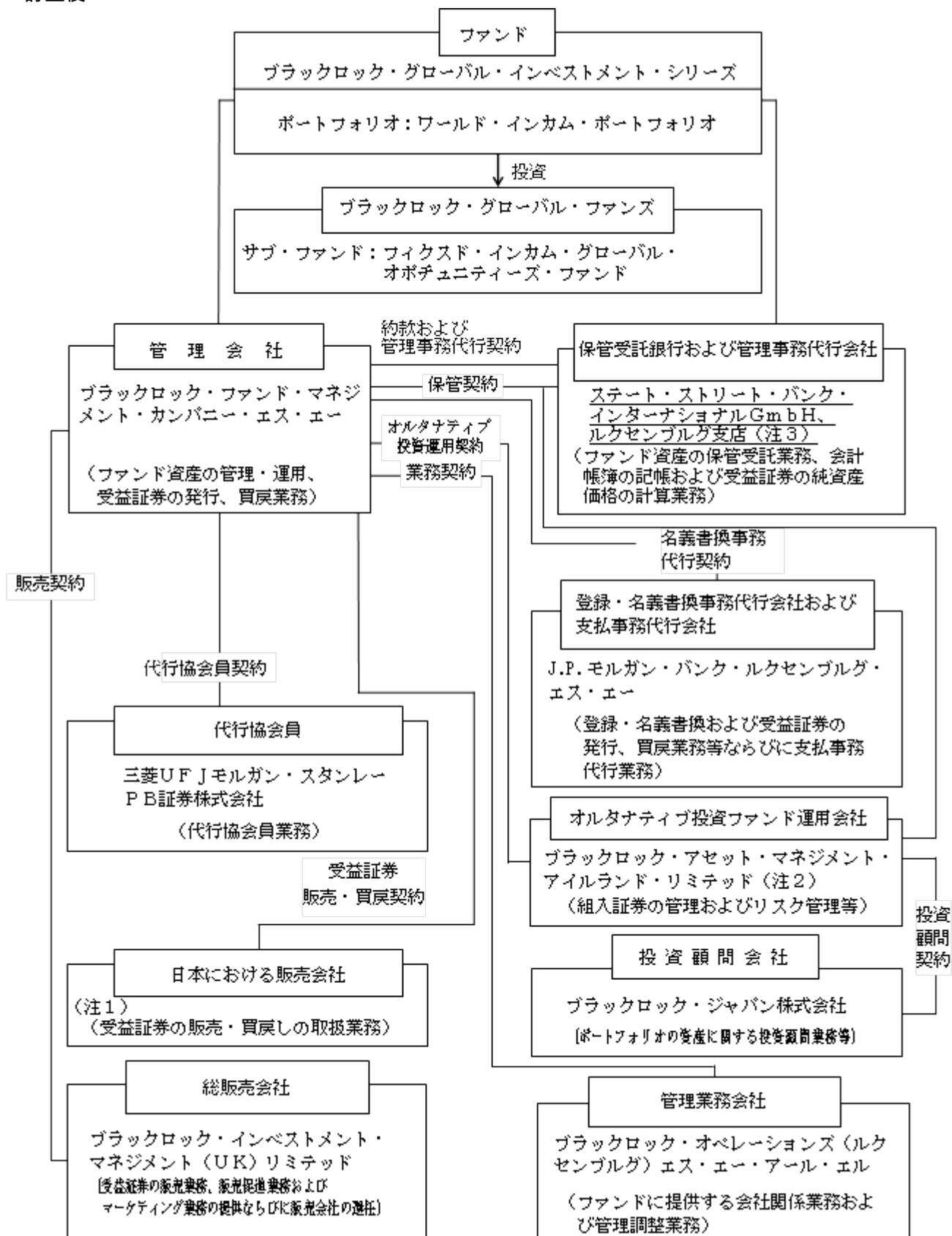
<訂正前>



（注１）前記「第一部 証券情報 （８）申込取扱場所」を参照すること。

（注２）2019年１月17日付で、ファンドの投資運用会社であったブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲーが退任し、これに代わり、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドがファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」ということがある。）に就任した。これは、ルクセンブルグにおける法規制の変更により、AIFMDおよび2013年法の定める意味における認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者を、ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社とする必要が生じたことに基づくものである。

<訂正後>



（注１）前記「第一部 証券情報 （８）申込取扱場所」を参照すること。

（注２）2019年１月17日付で、ファンドの投資運用会社であったブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲーが退任し、これに代わり、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドがファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」ということがある。）に就任した。これは、ルクセンブルグにおける法規制の変更により、AIFMDおよび2013年法の定める意味における認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者を、ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社とする必要が生じたことに基づくものである。

（注３）2019年11月４日付で、ファンドの保管受託銀行および管理事務代行会社であったステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーが退任し、これに代わり、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店がファンドの保管受託銀行および管理事務代行会社に就任した。これは、ステート・ストリートのヨーロッパにおける銀行業務に係る構造を効率化するための内部的な再編の一環として、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーが、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに吸収合併されたことに基づくものである。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・ファンド・ マネジメント・カンパニー・ エス・エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)	管理会社	2019年6月20日付で保管受託銀行との間で改訂約款を締結(2019年7月1日に効力発生)。ファンドの管理および運用、ならびに受益証券の発行および買戻業務を行う。
ブラックロック・アセット・ マネジメント・アイルランド・ リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	オルタナティブ投資 ファンド運用会社	2019年1月17日付で管理会社との間でオルタナティブ投資運用契約(注1)を締結。組入証券およびリスクの管理について、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての業務を規定している。2019年1月17日付で投資顧問会社との間で投資顧問契約(注2)を締結。
ブラックロック・ジャパン株式会社	投資顧問会社	2019年1月17日付でオルタナティブ投資ファンド運用会社との間で投資顧問契約(注2)を締結。ポートフォリオの資産に関する投資運用業務、ならびにポートフォリオの組入証券の選択および運用等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・ ルクセンブルグ・ エス・シー・エー (State Street Bank Luxembourg S.C.A.)	保管受託銀行および 管理事務代行会社	2019年1月17日付で管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社との間で保管契約(注3)を締結。ファンド資産の保管受託業務について規定している。 1996年4月10日付で管理会社との間で管理事務代行契約(注4)を締結(1997年10月13日改訂。随時改正済)。管理事務代行会社としての業務について規定している。
J.P.モルガン・バンク・ ルクセンブルグ・エス・エー (J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)	登録・名義書換事務 代行会社および支払 事務代行会社	2002年3月29日付で管理会社との間で名義書換事務代行契約(注5)を締結。 ファンドの登録・名義書換事務および支払事務代行会社として受益証券の発行、買戻しおよび乗換えについて規定している。支払事務代行会社として支払事務代行業務等を行う。

(後略)

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ブラックロック・ファンド・ マネジメント・カンパニー・ エス・エー (BlackRock Fund Management Company S.A.)	管理会社	2019年12月10日付で保管受託銀行との間で改訂約款を締結（2020年1月15日に効力発生）。ファンドの管理および運用、ならびに受益証券の発行および買戻業務を行う。
ブラックロック・アセット・ マネジメント・アイルランド・ リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	オルタナティブ投資 ファンド運用会社	2019年1月17日付で管理会社との間でオルタナティブ投資運用契約（注1）を締結。組入証券およびリスクの管理について、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての業務を規定している。2019年1月17日付で投資顧問会社との間で投資顧問契約（注2）を締結。
ブラックロック・ジャパン株式会社	投資顧問会社	2019年1月17日付でオルタナティブ投資ファンド運用会社との間で投資顧問契約（注2）を締結。ポートフォリオの資産に関する投資運用業務、ならびにポートフォリオの組入証券の選択および運用等について規定している。
ステート・ストリート・バンク・ インターナショナルGmbH、 ルクセンブルグ支店 (State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)	保管受託銀行および 管理事務代行会社	2019年1月17日付で管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社との間で保管契約（注3）を締結。ファンド資産の保管受託業務について規定している。 1996年4月10日付で管理会社との間で管理事務代行契約（注4）を締結（1997年10月13日改訂。随時改正済）。管理事務代行会社としての業務について規定している。
J.P.モルガン・バンク・ ルクセンブルグ・エス・エー (J.P. Morgan Bank Luxembourg S.A.)	登録・名義書換事務 代行会社および支払 事務代行会社	2002年3月29日付で管理会社との間で名義書換事務代行契約（注5）を締結。 ファンドの登録・名義書換事務および支払事務代行会社として受益証券の発行、買戻しおよび乗換えについて規定している。支払事務代行会社として支払事務代行業務等を行う。

(後略)

2 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

（前略）

B G F - F I G Oの投資方針

B G F - F I G Oは、トータル・リターンの最大化を追求する。B G F - F I G Oは、総資産の少なくとも70%を様々な通貨建ての世界各国の政府、政府機関および企業の発行する譲渡性のある債券に投資する。B G F - F I G Oは、非投資適格格付のものを含む投資可能なあらゆる種類の証券を活用することができる。通貨エクスポージャーは柔軟に管理される。

投資目的の一環として、B G F - F I G Oは、総資産の50%を上限として、投資適格格付か否かに関わらず、A B SおよびM B Sに投資することができる。これらには、資産担保コマーシャル・ペーパー、債務担保证券、モーゲージ担保证券、商業用不動産ローン担保证券、クレジットリンク債、不動産ローン投資コンデュイット、住宅ローン担保证券およびシンセティックC D Oを含むことがある。A B SおよびM B Sの原資産は、ローン、リースまたは債権（A B Sの場合にはクレジットカードの負債、自動車ローンおよび学生ローン、M B Sの場合には規制および認可された金融機関に帰属する商業ローンおよび住宅ローン等）を含むことがある。B G F - F I G Oが投資するA B SおよびM B Sは、投資者へのリターンを高めるためにレバレッジを利用することができる。特定のA B Sは、直接証券に投資することなく様々な発行体の証券のパフォーマンスへのエクスポージャーを得るために、クレジット・デフォルト・スワップまたはデリバティブのバスケットといったデリバティブを利用して構築されることがある。

B G F - F I G Oの偶発転換社債へのエクスポージャーは、総資産の20%を上限とする。

B G F - F I G Oは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的のためにデリバティブを活用することがある。

疑義を避けるため付言するならば、クラスA受益証券（米ドル建て）に帰属するW I Pの資産は、B G F - F I G OのクラスX投資証券（米ドル建て）に投資され、クラスA受益証券（豪ドル建て）に帰属するW I Pの資産は、B G F - F I G OのクラスX（ヘッジ付）投資証券（豪ドル建て）に投資され、またクラスA受益証券（ユーロ建て）に帰属するW I Pの資産は、B G F - F I G OのクラスX（ヘッジ付）投資証券（ユーロ建て）に投資される。

B G F - F I G Oのレベルにおける資産は、B G F - F I G Oの投資方針に従って投資される共通の組入証券を保有する。

B G F - F I G Oの基準通貨は、米ドルである。W I Pの基準通貨もまた、米ドルである。

B G F - F I G Oは、その総資産の10%を上限として、外国人アクセス制度、ボンド・コネクトおよび/またはその時点において関連規則により許容されるその他の方法により、中国銀行間債券市場における中国オンショア債券に直接投資することができる。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、その規制上の義務に従い、以下のとおり既定の2つのレバレッジ測定方法を用いて、ポートフォリオのレバレッジの上限となる水準を示すことが義務づけられている。ポートフォリオは、原則として1：1（グロス計算法を用いた場合）および1：1（コミットメント計算法を用いた場合）の比率でレバレッジがかけられることが見込まれる（純資産価額に対するポートフォリオのエクスポージャーとして表示されている。）。ポートフォリオは、変則的または不安定な市況等においては、より高水準のレバレッジを有することができるが、その場合であっても、レバレッジは1.20：1（グロス計算法を用いた場合）および1.20：1（コミットメント計算法を用いた場合）の比率を超えないものとする。本書の目的において、レバレッジとは、現金もしくは証券の借入れ、もしくはデリバティブ・ポジションに組み込まれたレバレッジを通してまたはその他の手段によるかを問わず、ポートフォリオのエクスポージャーを増加させるあらゆる方法をいう。

（後略）

<訂正後>

（前略）

B G F - F I G Oの投資方針

B G F - F I G Oは、トータル・リターンの最大化を追求する。B G F - F I G Oは、総資産の少なくとも70%を様々な通貨建ての世界各国の政府、政府機関および企業の発行する譲渡性のある債券に投資する。B G F - F I G Oは、非投資適格格付のものを含む投資可能なあらゆる種類の証券を活用することができる。通貨エクスポージャーは柔軟に管理される。

B G F - F I G Oは、その総資産の20%を上限として、国外投資者アクセス制度、ボンド・コネク
トおよび/またはその時点で関連規則により許容されるその他の方法により、中国インターバンク債
券市場において中国本土に流通する中国オンショア債券に直接投資することができるC I B Mファン
ドである。

投資目的の一環として、B G F - F I G Oは、総資産の100%を上限としてA B SおよびM B Sに投資することができる。A B SおよびM B Sは、それぞれ、プールされた原資産からの収益またはモー
ゲージローンにより担保された債務証券である。B G F - F I G Oが保有するA B SおよびM B Sの
大部分は、投資適格格付を有すると予想されるが、B G F - F I G Oは、非投資適格格付の証券を含
む投資可能なあらゆる種類のA B SおよびM B Sを活用することができる。B G F - F I G Oが保有
するA B SおよびM B Sは、資産担保コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、モーゲージ担保証
券、商業用不動産ローン担保証券、クレジットリンク債、不動産ローン投資コンデュイット、住宅
ローン担保証券およびシンセティックC D Oを含むことがある。A B SおよびM B Sの発行体は、会
社、政府または地方自治体を含むことがあるが、とりわけB G F - F I G Oは、政府援助法人によっ
て発行されたM B S（政府系M B S）を保有することができる。A B SおよびM B Sの原資産は、
ローン、リースまたは債権（A B Sの場合にはクレジットカードの負債、自動車ローンおよび学生
ローン、M B Sの場合には規制および認可された金融機関に帰属する商業ローンおよび住宅ローン
等）を含むことがある。通常行われるものではないものの、B G F - F I G Oが投資するA B Sおよ
びM B Sは、投資者へのリターンを高めるためにレバレッジを利用することができる。

B G F - F I G Oの偶発転換社債へのエクスポージャーは、総資産の20%を上限とする。B G F -
F I G Oのディストレスト証券へのエクスポージャーは、総資産の10%を上限とする。

B G F - F I G Oは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的のためにデリバティブを
活用することができる。B G F - F I G Oがデリバティブを利用する場合、市場レバレッジの数値に変
動をもたらすことがあり（即ち、B G F - F I G Oが、その資産の価額を超えて市場エクスポー
ジャーを得ることがある。）、時として、かかる市場レバレッジの水準が高くなることがある。義務
付けられた計算方法（即ち、デリバティブの利用により生み出された名目上のエクスポージャーの総
額を、レバレッジとする計算方法）のために、デリバティブを利用すると、必然的にレバレッジが生
じる。レバレッジの数値が高いことは、必ずしも高リスクであることを示すものではない。

疑義を避けるため付言するならば、クラスA受益証券（米ドル建て）に帰属するW I Pの資産は、
B G F - F I G OのクラスX投資証券（米ドル建て）に投資され、クラスA受益証券（豪ドル建て）
に帰属するW I Pの資産は、B G F - F I G OのクラスX（ヘッジ付）投資証券（豪ドル建て）に投
資され、またクラスA受益証券（ユーロ建て）に帰属するW I Pの資産は、B G F - F I G Oのクラ
スX（ヘッジ付）投資証券（ユーロ建て）に投資される。

B G F - F I G Oのレベルにおける資産は、B G F - F I G Oの投資方針に従って投資される共通
の組入証券を保有する。

B G F - F I G Oの基準通貨は、米ドルである。W I Pの基準通貨もまた、米ドルである。

オルタナティブ投資ファンド運用会社は、その規制上の義務に従い、以下のとおり既定の2つのレ
バレッジ測定方法を用いて、ポートフォリオのレバレッジの上限となる水準を示すことが義務づけら
れている。ポートフォリオは、原則として1：1（グロス計算法を用いた場合）および1：1（コ
ミットメント計算法を用いた場合）の比率でレバレッジがかけられることが見込まれる（純資産価額
に対するポートフォリオのエクスポージャーとして表示されている。）。ポートフォリオは、変則的

または不安定な市況等においては、より高水準のレバレッジを有することができるが、その場合であっても、レバレッジは1.20：1（グロス計算法を用いた場合）および1.20：1（コミットメント計算法を用いた場合）の比率を超えないものとする。本書の目的において、レバレッジとは、現金もしくは証券の借入れ、もしくはデリバティブ・ポジションに組み込まれたレバレッジを通してまたはその他の手段によるかを問わず、ポートフォリオのエクスポージャーを増加させるあらゆる方法をいう。

（後略）

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー（注）

（State Street Bank Luxembourg S.C.A.）（保管受託銀行および管理事務代行会社）

資本金（株式資本）の額

2019年5月末日現在、65,001,137.50ユーロ（約79億1,324万円）

事業の内容

ルクセンブルグの法律に基づき有限責任パートナーシップとして設立された銀行である。

（注）ステート・ストリートのヨーロッパにおける銀行業務に係る構造を効率化するための内部的な再編の一環とし

て、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーは、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに吸収合併される。合併の法的効力の発生日は、ミュンヘンの地方裁判所が商業登録簿に合併を登録する日（以下、本段落において「合併日」という。）であり、2019年11月4日ごろとなる予定である。合併日以降は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHがそのルクセンブルグ支店を通じてファンドの保管受託業務および管理事務代行業務を行う。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店の資本金の額および事業の内容は、以下のとおりである。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店

資本金の額

該当なし。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHの資本金の額は、2019年8月末日現在、109,267,445ユーロ（約128億5,313万円）である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝117.63円）による。

事業の内容

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、2009年10月8日にルクセンブルグの法律に基づき設立され、ルクセンブルグにおいて、あらゆる種類の銀行業務を行い、また金融サービスの提供およびその他の関連する業務を行っている。

(4) J．P．モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

（後略）

<訂正後>

（前略）

(3) ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店

(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)

(保管受託銀行および管理事務代行会社)

資本金の額

該当なし。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHの資本金の額は、2019年8月末日現在、109,267,445ユーロ（約128億5,313万円）である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年8月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝117.63円）による。

事業の内容

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、2009年10月8日にルクセンブルグの法律に基づき設立され、ルクセンブルグにおいて、あらゆる種類の銀行業務を行い、また金融サービスの提供およびその他の関連する業務を行っている。

(4) J・P・モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

（後略）

2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

(3) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー

(State Street Bank Luxembourg S.C.A.) (保管受託銀行および管理事務代行会社)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管受託業務、純資産価格の計算、会計帳簿の記帳および受益証券発行等、保管受託銀行および管理事務代行会社としての業務を行う。

保管受託銀行の業務には、特に以下が含まれる。

- () ファンドのキャッシュ・フローが適切に監視され、また、ファンドの受益証券または投資証券の申込みに伴い投資者によりまたは投資者に代わって行われたすべての支払が受領されたことを確保すること。
- () ファンドの資産を保管すること。これには、(a) 保管受託銀行の帳簿に開設された金融商品口座に記録することができるすべての金融商品および保管受託銀行に物理的に交付することができるすべての金融商品を保管すること、および(b) その他の資産について、かかる資産の所有権を確認し、適宜、記録を保持することが含まれる（以下「保管機能」という。）。
- () ファンドのために管理会社により実行されるファンドの受益証券または投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が、適用ある国内法および約款に従って行われることを確保すること。
- () ファンドの受益証券または投資証券の価格が、適用法および約款に従って計算されることを確保すること。
- () 適用ある国内法または約款に抵触しない限り、AIFMDの指示を実行すること。
- () ファンドの資産に関する取引において、いかなる対価も、通常の期限内に送金されることを確保すること。
- () ファンドの利益が、適用ある国内法および約款に従って充当されることを確保すること。

保管受託銀行は、ファンドに関連のある保管に係る役割および責任に関する、適用ある法律（AIFMDレベル2により実施され、2013年法により置き換えられたAIFMDの規定を含む。）を遵守する。

保管受託銀行は、その保管機能の遂行を委任する契約書を締結した。かかる副保管受託銀行の一覧は、<http://www.statestreet.com/about/office-locations/luxembourg/subcustodians.html>におい

て、入手可能である。保管受託銀行の責任は、保管受託銀行が保管機能を第三者に委任したことによる影響を受けない。保管受託銀行は、米国の取引代行機関を起用することが予想されるが、その費用は、ファンドが負担する。

保管受託銀行は、保管受託銀行の保管機能の一環として保管されるファンドの金融商品の損失について、ファンドに対し責任を負う（保管受託銀行が、かかる金融商品に関してその保管機能を委任しているか否かを問わない。）。ただし、かかる責任の履行が受任者に委任された場合（かかる免責は、受益者に通知される。）または金融商品の損失が、A I F M D に定める合理的な支配を超える外部要因に基づき生じた場合を除く。

委任された保管機能、関連する受任者の身元、当該委託により生じうる利益相反、ならびに、より一般的な、ファンド、受益者、管理会社および保管受託銀行の間での潜在的な利益相反に係る情報は、管理会社の登録上の事務所で入手可能である。

(4) J . P . モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(3) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル G m b H、ルクセンブルグ支店

（State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch）

（保管受託銀行および管理事務代行会社）

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管受託業務、純資産価格の計算、会計帳簿の記帳および受益証券発行等、保管受託銀行および管理事務代行会社としての業務を行う。

保管受託銀行の業務には、特に以下が含まれる。

- （ ）ファンドのキャッシュ・フローが適切に監視され、また、ファンドの受益証券の申込みに伴い投資者によりまたは投資者に代わって行われたすべての支払が受領されたことを確保すること。
- （ ）ファンドの資産を保管すること。これには、(a) 保管受託銀行の帳簿に開設された金融商品口座に記録することができるすべての金融商品および保管受託銀行に物理的に交付することができるすべての金融商品を保管すること、および(b) その他の資産について、かかる資産の所有権を確認し、適宜、記録を保持することが含まれる（以下「保管機能」という。）。
- （ ）（関係する限りにおいて、）ファンドのために管理会社により実行されるファンドの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が、適用法および約款に従って行われることを確保すること。
- （ ）ファンドの受益証券の価格が、適用法および約款に従って計算されることを確保すること。
- （ ）適用法または約款に抵触しない限り、A I F M の指示を実行すること。
- （ ）ファンドの資産に関する取引において、いかなる対価も、通常の期限内に送金されることを確保すること。
- （ ）ファンドの利益が、適用法および約款に従って充当されることを確保すること。

保管受託銀行のファンドに関連する業務および責任は、保管契約に詳細に定められている。保管受託銀行は、かかる業務および責任の履行を除き、直接間接を問わずファンドの業務内容、設立、支援または管理に関与せず、英文目論見書の作成についての責任を負わず、また一部の記載を除き、英文目論見書に記載されるいかなる情報についての責任も負わない。

保管受託銀行は、一部の資産に関して、その保管機能をステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに委託する契約を締結している。保管受託銀行の責任は、保管受託銀行が保管機能を第三者に委託したことによる影響を受けない。ただし、かかる責任が受託者に適法に移転された場合（かかる移転は、ファンドの受益者に通知される。）、またはA I F M D に定められた保管受託銀行の合理的な支配を超える外部要因に基づき金融商品の損失が生じた場合を除く。かかる責任が

適法に移転されていない場合、保管受託銀行は、金融商品の損失についてファンドの資産により補償されない。

管理会社およびA I F Mは、保管受託銀行との合意により上述の保管契約を変更し、および／または、その裁量により、かかる保管受託業務を提供する代わりに業務提供者を任命する権利を留保する。

(4) J . P . モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー
(後略)

別紙 A

< 訂正前 >

用語集

用 語	定 義
-----	-----

(中略)

管理事務代行会社契約	管理会社および管理事務代行会社との間で1996年4月10日付で締結され、1997年10月13日に更新された契約（随時改訂済）
管理事務代行会社	<u>ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー</u>
代行銀行	共同貸主のシンジケートの他のメンバーに代わり、コーポレート・ローン进行管理する一または複数の共同貸主

(中略)

取引締切時点	ポートフォリオに適用される取引締切時点
保管受託銀行	<u>ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー</u>
保管契約	管理会社、A I F Mおよび保管受託銀行間の2019年1月17日付契約（随時改訂済）

(後略)

< 訂正後 >

用語集

用 語	定 義
-----	-----

(中 略)

管理事務代行会社契約	管理会社および管理事務代行会社との間で1996年4月10日付で締結され、1997年10月13日に更新された契約（随時改訂済）
管理事務代行会社	<u>ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店</u>
代行銀行	共同貸主のシンジケートの他のメンバーに代わり、コーポレート・ローン进行管理する一または複数の共同貸主

(中 略)

取引締切時点	ポートフォリオに適用される取引締切時点
保管受託銀行	<u>ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店</u>
保管契約	管理会社、A I F Mおよび保管受託銀行間の2019年1月17日付契約（随時改訂済）

(後 略)